道路関係四公団民営化推進委員会設置法

(平成一四年六月一四日法律第六九号)

一、提案理由(平成一四年四月五日・衆議院内閣委員会)

石原国務大臣 ただいま議題となりました道路関係四公団民営化推進委員会設置法案 の提案理由につきまして御説明申し上げます。

平成十三年十二月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団は廃止することとし、これらの道路関係四公団にかわる新たな組織及びその採算性の確保については、第三者機関において検討し、その具体的な内容を平成十四年中にまとめることとされたところでございます。

この特殊法人等整理合理化計画に基づき、第三者機関として道路関係四公団民営化推進委員会を設置するため、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、道路関係四公団民営化推進委員会は、内閣府に置くこととしております。

第二に、委員会は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、道路関係四公団にかわる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、平成十四年中に内閣総理大臣に意見を述べることとするほか、この意見を受けて講ぜられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣等に勧告することとしております。

第三に、委員会は、すぐれた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する委員 七人以内をもって組織することとし、委員の互選により委員長を定めることとしており ます。

第四に、委員会は、関係行政機関及び道路関係四公団に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができることとするほか、道路関係四公団の業務の運営状況を調査し、または委員にこれを調査させることができることとしております。

第五に、委員会に事務局を置くこととしております。

第六に、この法律は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、その 日より前に委員会の意見を受けて講ぜられる施策に係る法律が施行されるに至ったとき は、当該法律の施行にあわせて廃止することとしております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(平成一四年四月二三日)

大畠章宏君 ただいま議題となりました道路関係四公団民営化推進委員会設置法案に つきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団にかわる民営化を前提とした新たな組織及びそ

の採算性の確保に関する事項について調査審議する機関として、内閣府に道路関係四公 団民営化推進委員会を設置しようとするものであります。

本案は、去る四月四日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、翌五日石原国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、十日、十二日及び十七日に質疑を行うとともに、十八日には国土交通委員会との連合審査会を開催し、十九日には参考人からの意見を聴取した後、小泉内閣総理大臣等に対し質疑を行うなど、真剣かつ活発な質疑を重ね、慎重に審査を行ってまいりました。

かくして、同日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、民主党・無所属クラブから修正案が提出され、提出者からその趣旨の説明を聴取した後、討論を行い、採決いたしました。その結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(平成一四年六月七日)

佐藤泰介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審 査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項について調査審議し、その結果に基づき内閣総理大臣に意見を述べることとする等のため、内閣府に道路関係四公団民営化推進委員会を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、小泉内閣総理大臣の出席を求めるとともに、石原行政改革担 当大臣等に対して質疑を行い、また、参考人から意見を聴取いたしました。

委員会における主な質疑の内容は、特殊法人等改革の意義と天下り問題の解決策、道路関係四公団民営化推進委員会委員の人選の在り方、高速道路建設における採算性の確保、今後の高速道路ネットワークの整備の在り方、本州四国連絡橋公団の債務の償還問題等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して川橋委員より 反対、自由民主党・保守党及び公明党を代表して斉藤理事より賛成、日本共産党を代表 して吉川理事より反対、社会民主党・護憲連合を代表して田嶋委員より反対の旨の意見 がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いた しました。

以上、御報告申し上げます。